

4つの項目で保険税を課税します。

(1)所得割	応能割
(2)資産割	
(3)均等割	応益割
(4)平等割	

(1)所得割とは

被保険者それぞれの所得に応じて計算



(2)資産割とは

被保険者の固定資産税を基に計算



(3)均等割とは

世帯の被保険者数に応じて計算

均等割額 × 人数

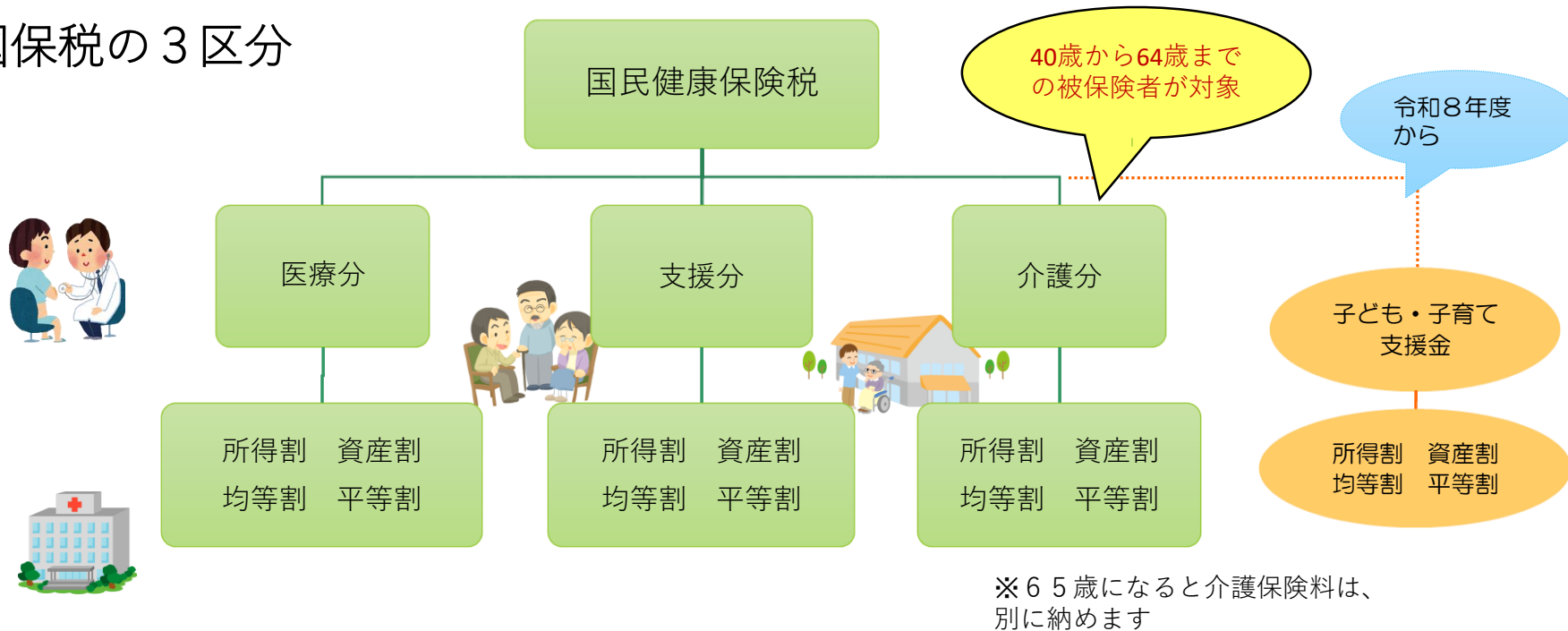


(4)平等割とは

一世帯あたり金額



国保税の3区分



医療保険分（医療分）	病院等で受診した際の医療費の支払いに充てる分の保険税
後期高齢者医療支援金分（支援分）	75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するための保険税
介護保険分（介護分）	介護保険のための保険税 40歳～64歳までの被保険者が納めます

国民健康保険税の軽減

減額分は財政支援があります。
国1/2 京都府1/4 京丹後市1/4

●未就学児の均等割は半額

小学校入学前の子どもの均等割（被保険者1人あたりに課税される分）は「5割軽減」（半額）

●産前産後期間の軽減

出産予定月（または出産月）の前月から翌々月の4カ月間、所得割額、均等割額を減額

●所得の少ない世帯は、均等割と平等割を軽減（法定軽減）



※法定軽減

軽減割合		国保加入者の前年中の合計所得
7割軽減	3割分を納付	43万円 + (10万円 × 給与所得者等の数 - 1) 以下
5割軽減	5割分（半額）を納付	43万円 + (29.5万円 × 被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (10万円 × (所得者等の数 - 1)) 以下
2割軽減	8割分を納付	43万円 + (54.5万円 × 被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (10万円 × (所得者等の数 - 1)) 以下

国民健康保険税率

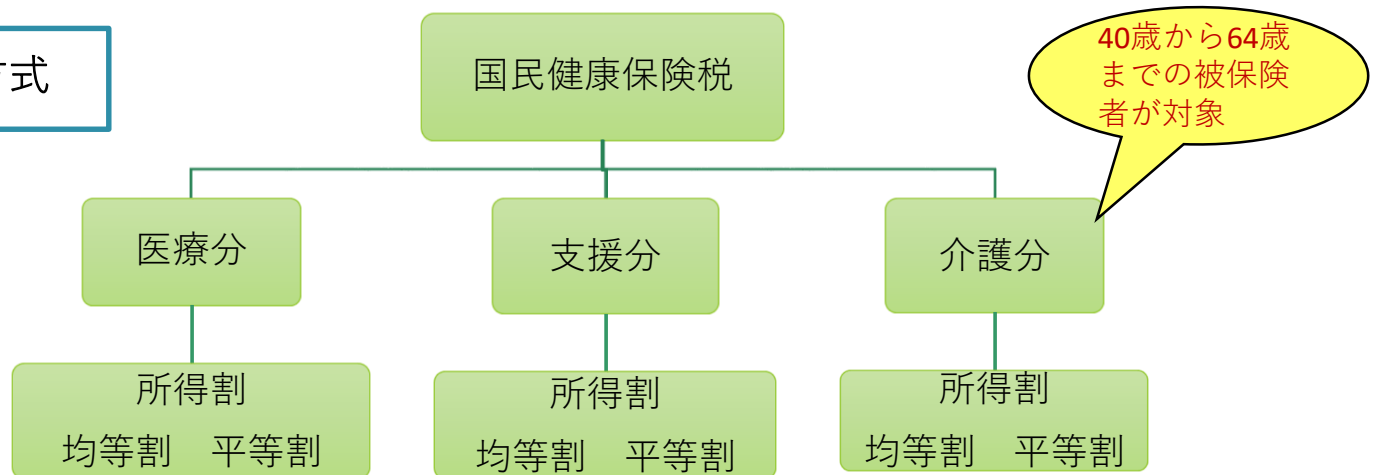
賦課割合	課税の基礎	医療分	支援分	介護分
所得割額	総所得金額等に応じて計算	6.54%	2.20%	2.10%
資産割額	固定資産税額に応じて計算	19.10%	6.40%	6.50%
均等割額	加入者数に応じて計算	21,200円	7,200円	9,600円
平等割額	一世帯いくらで計算	22,400円	7,600円	6,600円
賦課限度額		6 5 万円	2 4 万円	1 7 万円

- 未就学児の均等割は5割
- 介護分は、40歳から64歳まで課税
- 賦課限度額があるため、国保税の年間最高額は 1 0 6 万円
- 世帯ごとに計算し、世帯主に課税
- 4月から翌年3月までの国保税は6月に決定
(6月に前年所得住民税が決まるため)
- 6月中旬に賦課決定通知書を世帯主宛てに送付
- 6月～翌年3月までの10期で納付

国民健康保険税は 市町村によって課税の仕方が違います

- 税率が違います
 - ・所得割　・固定資産割
- 金額がちがいます
 - ・均等割　・平等割
- 課税方式が違います。
 - ・資産割のない3方式で課税されているところ
 - ・均等割と所得割の2方式で課税されているところ
(京都府内にはありません)

資産割のない3方式



国民健康保険税 資産割について

●資産割の特性

メリット	デメリット
・若者からお年寄りまで幅広い年齢層で医療費の負担を支え合う。 ・固定資産を持たない若年層や低所得者の負担を緩和。 ・景気の動向に左右されにくく、課税収入が安定し、国保財政の見通しが立てやすい。 ・年齢構成が高い、地方の課税方式に適している。 ・所得割を補完するとともに、所得割の率を抑え、収納率が高くなる傾向がある。	・居住地以外（市外）の固定資産税は課税対象外。 ・被用者保険（社会保険）、後期高齢者医療制度にはない。 ・固定資産税と二重課税と受け取られる。 ・金融資産等には課税されない。

●全国の市町村国保課税方法の状況

・4方式から3方式（均等割、平等割、所得割）への移行が進んでいる。（黒字：全国 赤字：京都府）

	4方式	3方式	2方式	その他
H27	1,100 (64.1%) 11 (42.3%)	550 (32.1%) 15 (57.6%)	65 (3.8%)	1
R1	664 (38.7%) 9 (34.6%)	949 (55.3%) 17 (65.3%)	101 (5.9%)	2 (0.1%)
R3	476 (27.7%) 7 (26.9%)	1,130 (65.9%) 19 (73.1%)	108 (6.3%)	2 (0.1)

※京都府内26市町村
R 4年度から
4方式は2市4町

京丹後市、宮津市、
井手町、宇治田原町、
京丹波町、与謝野町

●国保税課税 4方式から3方式へ

平成30年からの国保の都道府県広域化以降、3方式に変更する市町村が増える。
都道府県内で保険料水準の統一に向けた動きが進む。

■国の動き

- 国保の財政運営の安定化を図りつつ、令和6年度からの国保運営方針に基づき、保険料の統一化や医療費適正化等の取組をより一層進め、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨のさらなる深化を図る必要がある。
- ・都道府県内の保険料水準の統一化に向けた取組を国としても協力に支援するため、保険料水準統一加速化プランを改定。
保険料の統一を令和17年度（令和18年度保険税算定）までの移行を目標とする。
- 都道府県国保運営方針に「市町村の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項」を義務付け。

■京都府の動き

- 京都府国保運営方針（R6年度～11年度）を令和5年度に策定。
- ・保険料水準に関する内容「将来的には、保険料水準の統一を目指し、市町村と課題等の整理を行う。」
- ・統一に向けた基本的な考え方は国の保険料水準統一加速化プランを引用。「令和12年度までに医療費水準を反映しない納付金ベースの統一を目指すスケジュール。」
- ・統一に向けての検討では4方式ではなく3方式となる方向。（20市町村が3方式）

■京丹後市の現状

- ・合併前旧6町とも国保税賦課は4方式であったため、京丹後市でも4方式を採用。
- ・国保税の改正 平成22年度、令和元年度。
- ・平成29年度国保運営協議会で4方式が支持される。
- ・議員からの資産割に係る廃止を要望する一般質問が何度もある。
- ・国保運営協議会委員からの資産割の不公平感の指摘、廃止の要望。

京丹後市国民健康保険税は・・・

現行のまま
4方式

H29 国保運営協議会
4方式支持の意見

- ①資産割で広く国保税を求めて国保を支えていく方がよい。
- ②資産のある所得のない高齢者の負担感がある。
- ③4方式でも国保税収納率の水準は高い。(R5 現年度課税分：97.47%)
- ④府が将来、税率を統一するまでは、4方式を堅持したらよい。

資産割を
廃止
3方式

議会、運営協議会等
3方式支持の意見

- ①資産割廃止分の国保税を所得割、均等割、平等割で求める必要がある。
→京丹後市外に所有する資産税に課税されない不公平感はなくなる。
- ②資産のない所得のある子育て世代の負担が増える。
- ③一度に廃止するのではなく何年かけて資産割を廃止すればよい。
- ④府が将来、税率を統一する方向であるなら3方式に移行する方がよい。

国保税についての議論していただきたいこと

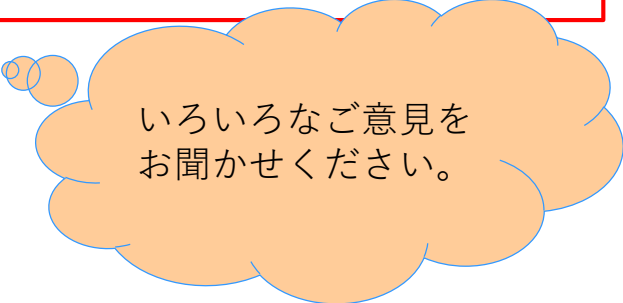
①国保税の賦課方式

- ・ 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）→ 現状のまま
- ・ 3 方式（所得割・均等割・平等割）→ ②、③、④

② 3 方式（資産割廃止）資産割分の国保税を所得割、均等割、平等割に賦課。
応能割は所得割だけとなる。応益割との配分、税率の設定。

③ 資産割を一度に廃止するか段階的に廃止するか。

④ 3 方式を始める時期。



いろいろなご意見をお聞かせください。